

大館市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集人数

18人（6区域）

- ・別表の区域ごとに募集します。
- ・複数の区域に申し込むことができますが、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）への就任は1区域のみです。
- ・推進委員及び農業委員の両方に推薦又は応募することができますが、両方の委員を兼ねることはできません。

2. 任期

委嘱された日から農業委員の任期満了の日まで（令和5年7月19日）

3. 身分及び報酬の額

大館市の特別職の非常勤職員として、月額25,000円

4. 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けて主に次の事を行います。

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動

これらの推進のために、地域で話し合いや農地利用状況調査（農地パトロール）などの活動を行う予定です。具体的には、「農地利用最適化の推進に関する指針」にもとづき活動します。

5. 申し込みができる方

被推薦者（推薦を受ける者）及び応募者は、農地等の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

(1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項の規定に該当する者

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 大館市の職員である者

- (3)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6項に規定する暴力団である者

6. 推薦及び応募に係る手続等

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業関係団体その他の関係者からの推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法の2通りがあります。

(1)応募書類

【推薦】 推薦を受けて申し込む場合	様式	大館市農地利用最適化推進委員 推薦・応募書（様式第1号） ※ 法人又は団体以外の者が推薦するときは、推薦・応募書（様式第1号）に、個人による3人以上の連名が必要	
	添付書類	個人による推薦の場合	同意書（様式第2号）
		法人又は団体による推薦の場合	①推薦を受ける者の同意書（様式第2号） ②当該法人又は団体の規約等の写し
【応募】 推薦を受けずに自ら申し込む場合	様式	大館市農地利用最適化推進委員 推薦・応募書（様式第1号）	
	添付書類	同意書（様式第2号）	

7. 書類の提出方法

応募書類及び添付書類を、持参又は郵送により、大館市農業委員会事務局まで提出してください（メールやFAXでの提出は不可です）。

なお、推薦及び応募に係る提出書類は返却しませんのでご了承ください。

8. 募集期間

令和2年2月25日（火）から令和2年3月26日（木）まで【必着】

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※郵送の場合は令和2年3月26日（木）午後5時15分までに到着したものが受付となります。

※推薦・応募状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、大館市ホームページにより公表します。

9. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間（3月中旬）と期間の終了後（3月下旬）に、大館市のホームページで、提出された書類をもとに、住所、生年月日、電話番号以外は全て公表します。

10. 選考方法

- ・大館市農業委員会が、提出された応募書類の記載内容や農業経営の状況等を総合的に評価して選考します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。
- ・推進委員の決定は、新体制の農業委員会総会において行います。
- ・推進委員は、新体制の農業委員会総会後に農業委員会から委嘱されます。

11. 募集要項及び様式の入手方法

①次の窓口で入手できます。

- ・大館市農業委員会事務局
- ・大館市比内総合支所地域振興係
- ・大館市田代総合支所地域振興係

②大館市ホームページからもダウンロードできます。

- ・トップページ>ダウンロード>農業委員会農地振興係>農業委員の推薦・募集
- ・ホームページのアドレス

<http://www.city.odate.akita.jp/>

12. 推薦及び応募に係る書類の提出先・問い合わせ先

〒017-0897

大館市字三ノ丸13番地19 大館市役所三ノ丸庁舎

大館市農業委員会事務局 農地振興係

TEL 0186-43-7129（直通）

13. その他

- ・推薦又は応募に要する費用は全て申し込みをいただいた方の負担となります。
- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。

別表

区域名	担当区域
第 1 地区	旧大館町、旧長木村、旧下川沿村（沼館字長瀬及び櫃崎字土貝を含む）
第 2 地区	旧花矢町、旧釈迦内村（沼館字長瀬を除く）
第 3 地区	旧真中村（櫃崎字土貝を除く）、旧二井田村
第 4 地区	旧上川沿村、旧十二所町
第 5 地区	旧比内町
第 6 地区	旧田代町